

政治学概論 II

(4) 法と政治

法を定める政治と司法の関係

- 法を決めるのが政治の役割 法を守り解釈を定めるのが司法
- 三権分立 ⇒ 司法の独立（他の行政・立法の政治的影響を排除）

新しい政策 = 新たな法律（政令・条例）という形で実現する
国レベルの法律制定 = 内閣提出法案（閣法）と議員立法

閣法 = 与党はあらかじめ審査して了解

議員立法 = 衆院20人、参院10人で提出可・超党派で提出の場合も
(予算を伴う場合は各50人、20人、各委員会にも発議権)

成立する法律・しない法律

閣法・省庁での検討 ⇒ 法案作成 ⇒ 与党で了承

※この段階までに精査されることになっているが・・・

通常国会に百数十本くらいの法案が提出される

国会審議 = 野党が法案の不備、問題点を指摘する機会

「対決法案」に注目 全会一致の法案も多い

会期内に成立しないと審議未了で廃案 = 「会期不継続の原則」

継続審議はごく例外的

※数は少ないが、与野党の協議で法案が修正される場合も

司法権の独立

司法権（裁判所）が政府から独立している = 民主国家の要件

裁判官の身分保障（政治的圧力を防ぐ） = 罷免は弾劾裁判のみ
最高裁判所判事の国民審査 = 衆院選時（×の数が過半なら罷免）

大津事件（1891年） = 政治的圧力に屈しなかった司法の歴史
砂川事件最高裁判決（1959） 統治行為論（日米安保条約で）
= 高度に政治性をもつ条約は違憲かどうか法的判断できない
長沼ナイキ訴訟（1969年） = 裁判官の独立性が問題に

司法判断の政治への影響

■ 判例 = 法律の具体的な解釈としての影響力

三審制・最高裁判所の判決は注目される（憲法判断）

司法消極主義（統治行為論） = 微妙な政治判断は避ける傾向

■ 判決が立法の不作為を指摘 = 新しい立法を促す

（社会の変化に応じて司法判断 = 判例も変わる場合あり）

■ 裁判官のいわゆる「政治任用」の問題

調べてみよう

- 近年の報道などを通じて、注目された裁判例や新しい判決（司法判断）などの詳しい内容を知り、その政治への影響などを考えてみましょう